

第 7 章 環境影響評価の項目

(空白)

第7章 環境影響評価の項目

7.1 選定項目と選定理由

環境影響要因と環境要素との関係について分析し、表 7.1-2 に示すとおり環境影響評価項目の選定を行った。環境影響評価の項目は、ごみ焼却施設に係る標準的な環境影響評価項目に関する法令及び指針等がないことから、表 6.1-1 に示す本事業の供用時における影響要因（「建物・煙突等の施設の存在」、「煙突からのばい煙の排出」、「施設排水の排出^{※1}」、「設備の運転」、「処理残さ等の発生^{※2}」、「廃棄物の運搬車両の走行」）と同等の環境要因を有する「火力発電所」に係る参考項目（「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 21 条第 1 項第 2 号及び別表第 2）を参照して選定した。火力発電所の一般的な事業と、本事業の内容との比較を表 7.1-1 に示す。

以上をふまえた環境要素ごとの選定・除外理由を表 7.1-3(1)～(12)に示す。

※1 本計画施設において、プラント排水及び生活排水は、公共下水道に排除するか、処理した後施設内で再利用することから公共用水域への排水は行わない。

※2 「第 1 章、1.4、1.4.2、④設備方式、(7)可燃ごみ処理」に示すとおり、可燃ごみの処理方式は現在「焼却（ストーカ式）」、「熔融（流動床式）」、「熔融（シャフト式）」の 3 方式で検討を進めている。そのため処理残さの種類及び量は処理方式により異なる。

表 7.1-1 参考とした一般的な事業と本事業の内容との比較

影響要因の区分		参考とした火力発電所の一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果
工事の実施	工事に資材等の搬入	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤、土砂の搬入、伐採樹木の搬出を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	建設機械の稼働	浚渫工事、港湾工事、工事中における雨水等の排水、建築物・工作物等の構築工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	工事中における雨水等の排水、建築物・工作物等の構築工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	一般的な事業の内容に該当する。(ただし、浚渫工事・港湾工事は行わない。)
	造成等の施工による一時的な影響	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地の造成、整地を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変及び施設の有無	地形改変等を実施し、汽力設備・ガスタービン設備又は内燃力設備と事務所を有する。	廃棄物の焼却施設、事務所を有する。	一般的な事業の内容に該当する。
	燃料の種類	天然ガス、石油、石炭、副生ガスを燃料とする。	廃棄物を燃焼または熔融させる。また、補助燃料(重油等)を使用する可能性がある。	廃棄物を燃焼または熔融させる。また、補助燃料(重油等)を使用する可能性がある。
	燃料の搬入	海上輸送、陸上輸送又はパイプラインにより搬入する。	陸上輸送(廃棄物運搬車両)により搬入する。	一般的な事業の内容に該当する。(ただし、海上輸送、パイプラインは該当しない。)
	排水等及びばい煙	排水処理装置で処理後、公共用水域にプラント排水等を排水する。ばい煙は、ばい煙処理装置で処理後、煙突より排出する。	プラント排水及び生活排水は、公共下水道に排除するか、または施設内で再利用する。ばい煙処理装置で処理後、ばい煙を煙突より排出する。	一般的な事業の内容に該当する。
	温排水	復水器冷却方式(海水冷却方式)により、温排水を排出する。	温排水は排出しない。	温排水は排出しないため、該当しない。
	機械等の稼働	汽力設備・ガスタービン設備又は内燃力設備を運転する。	廃棄物の焼却処理施設を運転する。	一般的な事業の内容に該当する。
	資材等の搬入	廃棄物の搬出、定期点検等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤を行う。	廃棄物の搬出、定期点検等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	産業廃棄物の発生	発電設備から発生する産業廃棄物を、専門業者委託により適正処分する。	施設から発生する産業廃棄物を、専門業者委託により適正処分する。	一般的な事業の内容に該当する。

表 7.1-2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目			環境影響要因			工事中			存在・供用時		
						る 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染		二酸化硫黄 (SO ₂)							○	
			二酸化窒素 (NO ₂)			○	○			○	○
			浮遊粒子状物質 (SPM)			○	○			○	○
			塩化水素 (HCl)							○	
			ダイオキシン類							○	
			粉じん	○	○	○					○
			その他必要な項目 (水銀)							○	
	悪臭		特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)							○	□
	騒音		騒音レベル			○	○			○	○
	低周波音		低周波音圧レベル							○	
	振動		振動レベル			○	○			○	○
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)							×	
			化学的酸素要求量 (COD)								
			浮遊物質 (SS)	○	×						
			全りん (T-P)、全窒素 (T-N)							×	
			ダイオキシン類								
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)								
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)								
		地下水の水質	BOD 又は COD								
			SS (浮遊物質)								
			その他必要な項目 (環境基準項目)							△	
		水底の底質	COD (化学的酸素要求量)								
			粒度組成								
			その他必要な項目 (有害物質)			×					
	水象	表流水							○		
		地下水位								○	
	地盤沈下									○	
	土壤汚染		ダイオキシン類							○	
	地形・地質		学術上等から注目される地形・地質						×		
	日照障害								○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物		○					○		
		陸上動物		○	△	△			○	△	△
		水生生物		○					△		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○					○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景								○		
	人と自然との触れ合い活動の場							×	○		×
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土			○						○	
	大気汚染物質・水質汚濁物質				□	□				○	□
	温室効果ガス等									○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量			×	×	×					
その他の項目	地域交通							◎			◎

注1) 環境影響評価の項目は、火力発電所に係る参考項目をもとに選定した。(出典:「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通産省令第54号)別表第2)
グレーの色塗り部は、同省令に定める参考項目である。なお、火力発電所固有の項目で本事業に含まれない内容(石炭粉じんの発生、温排水の排出)に係る項目は除外した。

注2) 表中の記号は、以下を示す。

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ◎: 環境影響評価を詳細に行う項目 | □: 一般的な環境保全対策で対応する項目(調査・予測・評価を行わない) |
| ○: 環境影響評価を標準的に行う項目 | ×: 環境影響評価を行わない項目 |
| △: 環境影響評価を簡略化して行う項目 | ○(下線): 複数案について環境影響評価を行う項目 |

表 7.1-3(1) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線の中央市側）の沿道には住居等が存在している。 大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	粉じん	造成等の施工による一時的な影響	○	風による造成裸地からの土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴い土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
		資機材の運搬車両の走行	○	資機材の運搬車両の走行に伴い土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	存在・供用時	施設の稼働	○ 〰	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き大気汚染物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては煙突排ガスの排出により周辺地域に影響をおよぼす可能性がある。 なお、計画施設において、処理方式や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。したがって、施設の稼働に係る影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素、浮遊粒子状物質		廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 廃棄物の運搬において、小型車・中型車の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を含むガスを排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	粉じん		廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 廃棄物の運搬に伴い土砂粉じんの巻き上げ等が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

〰(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(2) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由		
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数（臭気濃度）	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり堆肥の使用による悪臭発生の可能性がある。 計画施設の稼働において、煙突からの悪臭の排出のほか、施設からの悪臭の漏洩のおそれが考えられる。 なお、処理方式や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の稼働に係る影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。		
			廃棄物運搬車両の走行	□	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。一方で、沿道には悪臭の大きな発生源はない。 廃棄物運搬車両からの悪臭については、走行中の漏洩及び、搬入後の洗車時が考えられる。しかし、廃棄物運搬車両について十分な漏洩対策が講じられているほか、洗車排水も施設内で再利用し公共用水域に排出しないことから、影響は十分に低減すると考えられる。 したがって、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。 <table><tr><th>環境保全対策の内容</th><th>効果</th></tr><tr><td>廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、委託業者・許可業者に働きかける。</td><td rowspan="2">悪臭漏洩の低減（影響の最小化）</td></tr><tr><td>洗車排水はプラント排水と同様に処理後再利用する。</td></tr></table>	環境保全対策の内容	効果
環境保全対策の内容	効果						
廃棄物の性状に応じて密閉式の運搬車両を採用するよう、委託業者・許可業者に働きかける。	悪臭漏洩の低減（影響の最小化）						
洗車排水はプラント排水と同様に処理後再利用する。							

注）選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(3) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 計画施設の建設工事時において建設機械の稼働に伴い騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線の中央市側）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の中央市側は 15,000 台となっている。 大型の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 計画施設の稼働において施設騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の市川三郷町側は 5,000 台、中央市側は 15,000 台、甲府中央右左口線の中央市北側は 9,000 台となっている。 廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
低周波音	低周波音圧レベル	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、低周波音の大きな発生源はない。 計画施設の稼働において、送風機、空気圧縮機及びポンプ類から低周波音が発生する可能性が考えられることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
○：環境影響評価を標準的に行う項目
△：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
×：環境影響評価を行わない項目
○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(4) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル	工事中	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き振動の大きな発生源はない。 計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線の中央市側）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の中央市側は 15,000 台となっている。 大型の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は農地であり、道路を除き振動の大きな発生源はない。 計画施設の稼働において施設振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の市川三郷町側は 5,000 台、中央市側は 15,000 台、甲府中央右左口線の中央市北側は 9,000 台となっている。 廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
○：環境影響評価を標準的に行う項目
△：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
×：環境影響評価を行わない項目
○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(5) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水質	浮遊物質量	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域の近傍の公共用水域としては、農業用水路があり、農繁期には笛吹川からの揚水が行われる。 この公共用水域の水質に影響をおよぼす施設としては、中央市のクリーンセンター（生ごみ処理施設、汚泥コンポスト化施設）及び浅利地区農業集落排水処理施設がある。 また、降雨量によっては周辺の農地から土の濁りを含む排水が発生すると考えられる。 計画施設の建設工事時においては、土地の整地等の期間に降雨に伴い水の濁り（濁水）が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	×	計画施設の建設工事において、河川の浚渫等の作業がないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	生物化学的酸素要求量、全りん、全窒素	存在・供用時	施設の稼働	×	計画施設の排水処理について、プラント排水及び生活排水は、公共下水道に排除、あるいは施設内で再利用する計画である。 公共用水域には排水せず、影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
地下水の水質	環境基準項目	存在・供用時	施設の稼働	△	有害物質が含まれる可能性がある廃棄物を扱う施設であることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
○：環境影響評価を標準的に行う項目
△：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
×：環境影響評価を行わない項目
○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(6) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水底の底質	その他必要な項目（有害物質）	工事中	建設機械の稼働	×	対象事業の建設工事において、河川の浚渫等の作業がなく、有害物質の巻き上げも生じないことから、環境影響評価項目として選定しない。
水象	表流水	存在・供用時	施設の存在	○	土地利用の変化に伴い対象事業実施区域からの雨水の流出量が増加し、対象事業実施区域周辺の水象に影響が生じる可能性がある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働において、プラント用水として地下水の取水を行う計画である。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地盤沈下		存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働において、プラント用水として地下水の取水を行う計画である。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い煙突排ガスを排出する。 排ガス中にはダイオキシン類が含まれるため、大気中のダイオキシン類が土壌へ移行する可能性がある。 なお、計画施設の煙突排ガスについては、処理方式や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の稼働に係る影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質	存在・供用時	施設の存在	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域内には分布していない。 したがって、施設の存在による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
日照障害		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域の周辺は農耕地として利用されており、計画施設の出現により日照障害の影響が生じる可能性がある。 なお、施設配置や煙突の高さ等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の存在による影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(7) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及び周辺には、農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 整地等の施工において、土地の改変に伴い生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の使用	○	対象事業実施区域周辺は農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。施設の使用において、周辺に対して日照条件の変化の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	陸上動物	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及び周辺には、農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 整地等の施工において、土地の改変に伴い生息地の消失、生息環境の変化（生息地の分断、採餌環境の変化）等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	建設機械の稼働に伴い騒音・振動が発生し、陸上動物の生息に間接的な影響をおよぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	計画施設の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴いロードキルや騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に直接的・間接的な影響をおよぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の使用	○	対象事業実施区域周辺には、農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。施設の使用において、生息地の消失、生息環境の変化（生息地の分断、採餌環境の変化）等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	△	計画施設の稼働において騒音・振動が発生し、それらが陸上生物の生息に間接的な影響をおよぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	△	廃棄物運搬車両の走行に伴いロードキルや騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に直接的・間接的な影響をおよぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(8) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては農業用水路があり、農繁期には笛吹川からの揚水が行われる。 整地等の施工においては、整地期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）が発生し、公共用水域に放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	△	計画施設の排水処理について、プラント排水及び生活排水は、公共下水道に排除、あるいは施設内で再利用する計画である。 公共用水域への排水は行わず、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低いことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
生態系		工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及び周辺は、現在農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には、主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 整地等の施工において、土地の改変に伴い対象事業実施区域の周辺の植生や動物の生息基盤の一部が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在農耕地と農業用水路が存在する。また、南側には、主に果樹園となる曽根丘陵が存在する。 施設の存在において、対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤の一部が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(9) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は農耕地である。 周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、御坂山地及び北嶺の丘陵から甲府盆地を望む眺望や、笛吹川沿いの市川三郷山梨自転車道線（通称 笛吹川サイクリングロード）から御坂山地を望む眺望が親しまれている。 施設の存在において、対象事業実施区域を含むこれらの眺望が変化する可能性がある。 なお、計画施設においては施設配置や煙突の高さ、色彩等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、計画施設の存在による影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
人と自然との 触れ合い活動の場	工事中	資機材の運搬車両の走行	×	資機材運搬車両の走行経路と考えられる国道 140 号沿いに人と自然との触れ合い活動の場はなく、また対象事業実施区域周辺に散策コース等は存在しない。 釜無川サイクリングロードが国道 140 号と交差するが、三郡西橋との立体交差であるため影響は生じない。 したがって、資機材の運搬車両の走行において、人と自然との触れ合い活動の場に対する影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域内は農耕地であり、最寄りの人と自然との触れ合い活動の場として、北約 300m の位置を東西に走る笛吹川サイクリングロードがある。 施設の存在において、この新たな施設によりサイクリングロードからの眺望が変化する可能性がある。 なお、計画施設においては、施設配置や煙突の高さ、色彩等の複数案により、環境影響に違いが生じると想定される。 したがって、施設の存在による影響については、事業計画の複数案について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線、）の道路沿いに人と自然との触れ合い活動の場はなく、また対象事業実施区域周辺に散策コース等は存在しない。 釜無川サイクリングロードは国道 140 号と、笛吹川サイクリングロードは甲府市川三郷線及び甲府中央右左口線とそれぞれ立体交差していることから影響は生じない。 したがって、廃棄物運搬車両の走行による人と自然との触れ合い活動の場に対する影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。

注）選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
○：環境影響評価を標準的に行う項目
△：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
×：環境影響評価を行わない項目
○（下線）：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(10) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
廃棄物・発生土	工事中	造成等の施工による一時的な影響	○	整地等の施工において、建設発生土（残土）が発生する可能性があるほか、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
	存在・供用時	施設の稼働	○	計画施設の稼働に伴い廃棄物（飛灰、残さ）が発生する。したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
大気汚染物質 ・水質汚濁物質	工事中	建設機械の稼働	□	計画施設の建設工事時において、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、排出ガス対策型建設機械を使用するなどの対策が進んでいることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。	
				環境保全対策の内容	効果
				工事の施工にあたって排出ガス対策型建設機械を採用するよう施工業者に働きかける。	排ガス量の削減 （影響の最小化）
				工事の平準化を図り、建設機械による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。	
		資機材の運搬車両の走行	□	資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により自動車の排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。	
				環境保全対策の内容	効果
				燃費性能の優れた運搬車両を採用するよう、施工業者に働きかける。	排ガス量の削減 （影響の最小化）
				工事の平準化を図り、工事車両による大気汚染物質の排出が集中しないよう配慮する。	

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(11) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
大気汚染物質 ・水質汚濁物質	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い大気汚染物質を含む煙突排ガスを排出する。したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
		廃棄物運搬車両の走行	□	廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、大気汚染防止法により自動車の排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。	
				環境保全対策の内容	効果
組合構成市町とともに効率的な収集運搬方法・収集運搬経路を検討する。	排ガス量の削減 (影響の最小化)				
燃費性能が高い車両の採用を収集運搬委託業者・許可業者に働きかける。					
温室効果ガス等	存在・供用時	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
放射線の量	工事中	造成等の施工による一時的な影響	×	計画施設の建設工事時において、放射線が発生させる作業はなく、また造成時に土を持ち込む際も放射性物質に関する基準を下回る土を用いることから影響は生じない。したがって、環境影響評価項目として選定しない。	
		建設機械の稼働	×	建設機械の稼働において土砂粉じんの巻き上がり等が生じるものの、山梨県内における地上1m高さでの空間線量率の調査結果は0.028～0.073マイクロシーベルト/時であり、除染の基準となる0.23マイクロシーベルト/時と比較して大幅に低く、土砂粉じんの舞い上がりによる周辺の放射線の量への影響は生じないと考えられる。したがって、環境影響評価項目として選定しない。	
		資機材の運搬車両の走行	×	資機材の運搬車両の走行において土砂粉じんの巻き上がり等が生じるものの、山梨県内における地上1m高さでの空間線量率の調査結果は0.028～0.073マイクロシーベルト/時であり、除染の基準となる0.23マイクロシーベルト/時と比較して大幅に低く、土砂粉じんの舞い上がりによる周辺の放射線の量への影響は生じないと考えられる。したがって、環境影響評価項目として選定しない。	

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
○：環境影響評価を標準的に行う項目
△：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
×：環境影響評価を行わない項目
○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

表 7.1-3(12) 環境影響評価項目の選定・除外理由

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
地域交通	工事中	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	◎	対象事業実施区域周辺における資機材運搬車両の想定走行経路（国道 140 号）の沿道には、現況で住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台となっている。 計画施設の建設工事時においては、大型の資機材運搬車両の走行に伴い地域の交通に影響をおよぼす可能性がある。 地域交通については、山梨県環境影響評価条例及び環境影響評価法において環境影響評価項目として規定されていないが、地域への影響を把握するため、追加して調査・予測・評価を行う。 したがって、環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
	存在・供用時	廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行	◎	対象事業実施区域周辺における廃棄物運搬車両の想定走行経路（国道 140 号、甲府市川三郷線、甲府中央右左口線）の沿道には、現況で住居等が存在している。 平成 27 年度道路交通センサスによる各道路の 24 時間交通量は、国道 140 号は 16,000 台、甲府市川三郷線の市川三郷町側は 5,000 台、中央市側は 15,000 台、甲府中央右左口線の中央市北側は 9,000 台となっている。 廃棄物運搬車両の走行において、地域の交通に影響をおよぼす可能性がある。 地域交通については、山梨県環境影響評価条例及び環境影響評価法において環境影響評価項目として規定されていないが、地域への影響を把握するため、環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。

注) 選定欄の記号は、以下を示す。

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
○：環境影響評価を標準的に行う項目
△：環境影響評価を簡略化して行う項目

- ：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）
×：環境影響評価を行わない項目
○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

(空白)